

(設置)

第1条 潤いのある地域社会の形成を目指し、市民の相互交流、教養文化の向上、健康の増進及び社会福祉の促進を図り、住みよいまちづくりを進めるため、古河市交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
古河市駅西地域交流センター	古河市幸町3番43号
古河市三和地域交流センター	古河市仁連2065番地

(事業)

第3条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の交流に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 学習機会の提供に関すること。
- (4) 施設及び設備の提供に関すること。
- (5) 関係機関及び団体との連携協力に関すること。
- (6) その他交流センターの設置の目的を達成するために必要なこと。

(利用の許可)

第4条 交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ古河市教育局(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可には、交流センターの管理運営上必要と認める条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等の管理運営上支障があると認められるとき。
- (3) 古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用の許可をすることが不相当であると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し必要な指導若しくは制限をし、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (4) 施設等の管理運営上支障があるとき。

2 教育委員会は、利用者が前項のいずれかに該当することにより、同項の処分によって受けた損害については、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 既に納付した使用料は、返還しないものとする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(キャンセル料)

第11条 市長は、利用の許可の取消し若しくは変更の申出を受け、又は利用者が当該申出をせずに交流センターを利用しなかったときは、当該利用者からキャンセル料を徴収することができる。

(原状回復又は損害賠償)

第12条 利用者が、建物若しくは器具その他の物件を破損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成29年3月25日(以下「施行日」という。)から施行する。
(準備行為)
- 2 施行日以後の交流センターの利用に係る申請その他の行為は、施行日前においても、行うことができる。
附 則(平成29年条例第42号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成30年条例第38号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。
(平成30年教育委員会規則第4号で平成30年11月1日から施行)
(古河市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 古河市公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第149号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(古河市公民館利用条例の一部改正)
- 3 古河市公民館利用条例(平成17年条例第150号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(準備行為)
- 4 この条例の施行の日以後の古河市三和地域交流センターの利用に係る申請その他の行為は、同日前においても、行うことができる。
附 則(令和元年条例第51号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の古河市交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(令和5年条例第38号)
この条例は、令和5年11月1日から施行する。
- 別表(第8条関係)
- 1 古河市駅西地域交流センター

(単位：円)

時間		午前9時30分～ 午前11時30分	午後0時30分～ 午後2時30分	午後3時～午後5 時	午後5時30分～ 午後7時30分	午後8時～午後10 時
利用区分	多目的ホール1	610	610	610	910	910
	冷暖房費	300	300	300	450	450
	多目的ホール2	610	610	610	910	910
	冷暖房費	300	300	300	450	450
		午前9時～正午		午後1時～午後5時		午後6時～午後10時
学習室1		500		500		760
	ピアノ	500		500		500
学習室2		500		500		760
実習室	調理で使用	1,010		1,010		1,520
	上記以外	500		500		760
和室		500		500		760

2 古河市三和地域交流センター

(単位：円)

時間		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
利用区分				

多目的ホール		3, 050	3, 050	4, 580
	冷暖房費	1, 520	1, 520	2, 290
	ピアノ	500	500	500
会議室(楽屋)		500	500	760
実習室 (楽屋)	調理で使用	1, 010	1, 010	1, 520
	上記以外	500	500	760
多目的室1		1, 010	1, 010	1, 520
多目的室2		1, 010	1, 010	1, 520
	ピアノ	500	500	500
和室		500	500	760
会議室1		500	500	760
会議室2		500	500	760
会議室3		500	500	760
会議室4		500	500	760
会議室5		500	500	760

備考

- 1 利用時間がその区分の全時間に満たない場合でもその区分の使用料を徴収する。
- 2 市民以外の者が利用する場合の使用料は、5割増とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 坂東市、猿島郡五霞町、猿島郡境町、栃木県栃木市、栃木県小山市、栃木県下都賀郡野木町、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市民と同じ使用料とする。
- 4 営利団体が利用する場合の使用料は、5倍とする。ただし、冷暖房費は、2倍とする。